

## 全面緊急事態における防護措置の実施状況(詳細版)

資料32

○PAZ及び準PAZ内の中学校等の児童等は、全員の保護者への引渡しが完了。  
 ○PAZ及び準PAZ内の医療機関・社会福祉施設の入居者等及び在宅の避難行動要支援者のうち避難の要無き方より避難/引渡が済む者及び支援者は、全員が避難行動要支援者  
 等に避難/引渡が完了し、一時集合場所(避難行動要支援者)で避難/引渡中。  
 ○PAZ及び準PAZに引渡ししている在宅を排除した在宅の避難行動要支援者のうち避難が可能な者及び支援者は、自治体等が編み出した車両(バス、福祉車両)で避難または避難準備中、避難  
 中および、一時集合場所(避難行動要支援者)で避難/引渡中。  
 ○引渡ししている女川町(宮川、柳ノ崎、小原、理木、江島)、石巻市(松浜、新山、結川、十八町、田代、柳地、全山)の各地区は、避難準備が完了して在宅等で屋内避難中。  
 ○新山、結川、十八町の各地区は、結川からの避難経路または空路避難経路(奥羽自動車道)と調整中、江島、田代、柳地、全山にバス/福祉車両(避難行動要支援者)と調整中。

女川町・石巻市 (PAZ及び準PAZ)	対象者	避難者 数	避難 要無き者	避難状況
1	学校・保育所の 児童等	108人	71人	引渡し完了
2	医療機関・社会 福祉施設 の入居者 等	83人	8人人	避難完了 0人 避難(移動)中 0人 避難準備中 190人 計 198人
		避難 行動要 支援者 (高齢)	47人	9人
3	在宅の 避難者	100人	11人	避難完了 0人 避難(移動)中 198人 避難準備中 181人 計 379人
		避難 行動要 支援者 (高齢)	7人	7人
4	その他 (避難、避難、乳 幼児等)	148人	0人	避難完了 0人 避難(移動)中 118人 避難準備中 31人 計 149人



## 全面緊急事態指示文

資料33-1

**別紙用**

[印] 女川 親類  
指 示

令和4年2月11日 10時15分

宮城県知事 殿  
女川町長 殿  
石巻市長 殿  
釜石市長 殿  
東松島市長 殿  
涌谷町長 殿  
美里町長 殿  
南三陸町長 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

東北電力株式会社女川原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別指  
 導法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

・東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ及び準PAZの住民並びに一  
 時滞在者は、避難が可能となるまでの間は屋内避難し、避難手段の準備が  
 整い次第、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難  
 の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内避難すること。  
 ・東北電力株式会社女川原子力発電所のU-PZの住民及び一時滞者は、屋  
 内避難を実施すること。  
 ・屋内避難にあつては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内避難  
 の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等  
 における屋内避難等を実施すること。  
 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。  
 ・東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ、準PAZ及びU-PZの住民、  
 一時滞者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による  
 情報に注意すること。

(別紙)

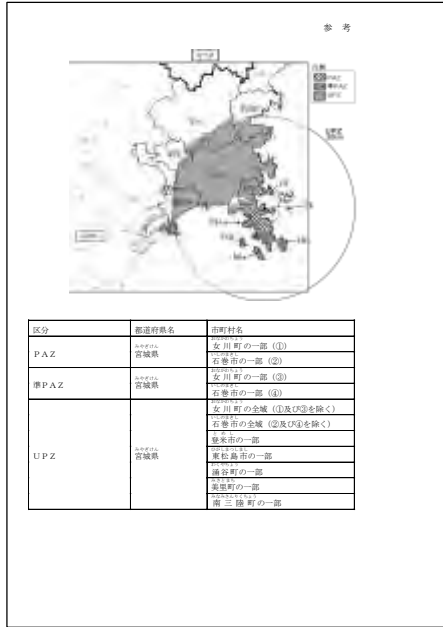
安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者  
一時滞者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。  
特に、以下の者は服用を優先すること。  
・妊婦  
・授乳婦  
・未成年者(乳幼児を含む。)
2. 服用回数  
1回を原則とする。  
なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づ  
いた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。
3. 服用量及び服用方法  
\*安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(令和3年7月21日 全部改正)

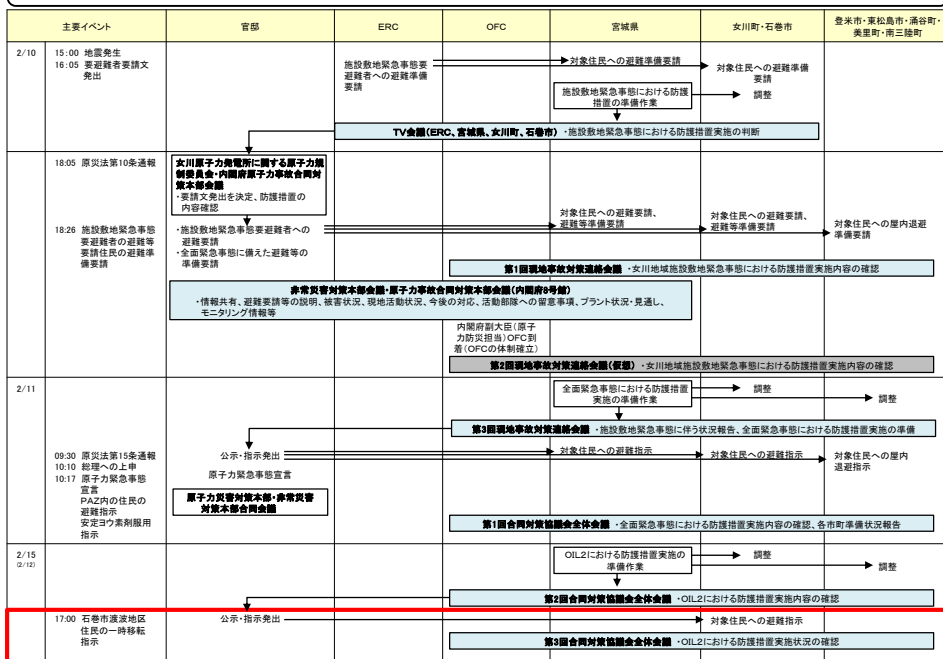
対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	セリウム (16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	セリウム (16.3mg) 2包 又は セリウム (32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤 (50mg) 1丸*
13歳以上	76	100	丸剤 (50mg) 2丸*

\*丸剤の服用が困難な者は、セリウム又は散剤を水等に溶解した液体を用いることができ  
 る。

4. 副作用に対する対応  
アセトアミノフェンショックを含む急性のアレルギー反応は稀であるが、地方公  
共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行  
うこと。  
甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極め  
て低いが、新生児が服用した場合は甲状腺機能低下症は経過観察等の配慮を行うこと。



住民避難に係る意思決定の流れ(一時移転)



## 実施方針 女川地域の緊急時対応でのOIL2における防護措置

資料35

### 【基本的考え方】

- 石巻市渡波地区住民は、大崎市(60施設から割当)の避難先へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 対象住民等には、一時集合場所又は避難退域時検査場所で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所(6箇所)に集まり、県が配車した車両(バス)で一時移転を実施。
- 避難退域時検査場所は、涌谷スタジアム



## 一時移転等の防護措置(宮城県石巻市)

資料36

### 一時移転等の対象となる地区

石巻市の一部(渡波地区13,492人)における全ての住民を対象に、一時移転を実施

### ＜避難に際しての基本的考え方＞

#### 【一時移転】

- 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。一時移転に際しては、石巻市の対象住民は涌谷スタジアムにて避難退域時検査を受けること。
- 避難は原則自家用車とし、困難な場合はバスを使用。
- 対象地域内の学校・保育所等の児童・生徒は、地震発生に伴い休校措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 社会福祉施設(通所施設)は、地震発生に伴い休所措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 医療機関(有床診療所)は、医療機関の避難計画に基づき、県が調整する受け入れ先医療機関に搬送。
- 社会福祉施設(入所施設)は、マッチング先として事前に定められた施設へ避難実施
- なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である者は、近隣の避難所にて屋内退避を実施する。

#### 【地域生産物の摂取制限】

- 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

宮城県石巻市住民の一時移転対象施設及び対象者数

資料37

市町村/区分		施設数	対象者数
石巻市 渡波地区	医療機関	—	—
	社会福祉施設(通所)	休校・休所措置中	
	学校・保育所		

全人口	13,492	人
世帯数	5,755	世帯
自家用車避難が出来ない者	98	人
内ストレッチャー必要な人	15	人
内車椅子の人	25	人
内バス利用予定者	58	人

石巻市(渡波地区)におけるUPZ圏内から避難所までの主な経路

資料38

○石巻市(渡波地区)の住民は、陸路にて避難先(発電所から30km圏外の町内の地区)へ避難。  
 主な避難ルート: 国道308号→牧山トンネル→石巻大橋→石巻バイパス→県道16号→国道106号→避難区域時検査場所  
 →国道106号→大崎合同庁舎



石巻市(渡波地区)における自動車避難できない住民の数及び一時集合場所への配車 資料39

○ 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各一時集合場所に集まり、宮城県等が配車したバス等により指定された避難経路を使用し、避難退域時検査を行った後に避難先である大崎市へ一時移転等を行う。  
 ○ バス避難に必要な車両はすでに確保済み(不足車両はなし)。

バス	対象者	対象人数	必要バス台数	確保バス台数	不足バス台数
	自家用車避難が出来ない者	58人	4台	4台	0台

福祉車両 (車椅子)	対象者	対象人数	必要福祉車両 (車椅子)	確保福祉車両 (車椅子)	不足福祉車両 (車椅子)
	車椅子利用の者	25人	13台	13台	0台

福祉車両 (ストレッチャー)	対象者	対象人数	必要福祉車両 (ストレッチャー)	確保福祉車両 (ストレッチャー)	不足福祉車両 (ストレッチャー)
	ストレッチャー利用の者	15人	15台	15台	0台

一時移転等の留意事項(宮城県石巻市) 資料40-1

- 今後の避難の進捗状況については、石巻市からの情報提供を受けて、宮城県災害対策本部が把握する。把握した情報は、随時、県現地災害対策本部を通じてOFCと共有する。
- 一時移転を実施する場合は、各避難退域時検査等場所を通過すること。
- 一時移転を実施する場合は、一時集合場所及び避難退域時検査等場所において安定ヨウ素剤の緊急配布を受けること。

**避難を円滑に行うための対応策**

- 車両による避難を円滑に行うため、宮城県警察本部による主要交差点での交通整理、信号操作、交通情報板や道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行うほか、宮城県及び関係市町等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置を連携して実施する。

**避難退域時検査場所の開設準備状況**

- 涌谷スタジアムの避難退域時検査場所は、開設済。
- 簡易除染での対応が困難であって、原子力災害医療措置が必要な場合に備え、原子力災害拠点病院等への搬送が必要となることから、搬送手段を手配中。

### 避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先で必要となる物資・燃料は、宮城県及び受入先自治体の行政備蓄を活用するほか、宮城県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄を避難所に供給する。
- このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資(毛布、緊急セット等)を配分するほか、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、物資・燃料の安定的供給を要請し、確保に努める。
- 特に、経済産業省被災者生活支援チームを緊密に連携していく。

### 地域生産物の摂取制限

- 一時移転対象地域で生産された地域生産物の摂取は控えること。

- 一時移転の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行う。
  - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、特にTwitterやFaceBook等のSNSを積極的に活用し、ありとあらゆる手段で住民に確実に周知すること。
  - ✓ 渋滞対策のため、自家用車避難の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。
  - ✓ 屋内退避する住民は、慌てずに石巻市の指示に従い、自宅内で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。

## 一時移転指示文

資料42

**副川 経典**

指 示

令和4年2月15日17時00分

宮城県知事 殿  
石巻市長 殿

原子力災害対策本部長 岸田 文雄

東北電力株式会社女川原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のU P Zのうち、宮城県石巻市渡波地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転すること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のU P Zのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講ずること。

巻末

項目	内容	補足
行方	避難先	<p>避難先は、避難先（石巻市、新田町、小野、五木町）に、避難先（石巻市）を指定する。この際、公益施設（学校、病院、公民館、福祉センター等）は、避難先（石巻市）に指定しない。また、避難先（石巻市）に指定しない場合は、避難先（石巻市）に指定しない。</p>

## 全面緊急事態における官邸の活動状況

資料43



総理による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



全面緊急事態におけるERCの活動状況

資料44-1



全体指揮への報告



国庫班の活動



医療班の活動



総務班の活動

全面緊急事態におけるERCの活動状況

資料44-2



運営支援班の活動



広報官による記者会見



住民安全班の活動



実動対応班の活動



## 全面緊急事態におけるERCの活動状況

資料44-3



オフサイト総括への報告



住民安全班と医療班の調整



広報班の活動



総括班への確認

## 全面緊急事態における支援チームの活動状況

資料45-1



総括班の活動



放射線班の活動



医療班の活動



広報・関係班の活動